

3 施設の種類

特別養護老人ホーム（広域型・地域密着型）

要介護3以上（特例あり）と認定された65歳以上の高齢者で、身体・精神上的の著しい障害があり常時介護が必要で在宅生活が困難な方を対象とする施設です。

特別養護老人ホームは入所希望者が多いため、入所までに時間がかかることがほとんどです。

なお、特別養護老人ホームには「広域型」と「地域密着型」があり、「広域型」は入所定員が30人以上で、市外の方も入所できますが、「地域密着型」は入所定員が29名以下で、施設が所在する市の住民のみが利用できます。

養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により自宅で生活する事が困難な高齢者が入所する施設です。特別養護老人ホームとは違って、施設への入所は市町村の措置により行われます。

また、養護老人ホームは、65歳以上で身の周りのことが自分でできること、在宅での生活が困難であることが入所の基準となります。したがって、入院治療や寝たきりで介護が必要な場合には入所できないことになります。

※本人の希望による申し込みはできません。

介護老人保健施設

病状が安定しリハビリに重点をおいた介護が必要な方で、要介護1以上に認定された方が対象となります。自宅で介護を受けながら生活できるようになることを目的としており、医学的な管理のもとでの介護や看護・リハビリが受けられます。

入所期間は原則として3月となっており、入所中であっても、介護認定の更新等で要支援に認定された場合は利用できなくなります。

ケアハウス

自炊ができない程度の身体的な機能の低下がある方、または独立した生活を送ることに不安があり、かつ、家庭環境や住宅事情等により居宅での生活が困難な、60歳以上の方が対象です。

基本的には介護が必要ない方の入居が対象ですが、介護が必要な状況となった場合、介護保険居宅サービス（訪問介護など）を受けることができます。

また、ケアハウスの中には、特定施設入居者生活介護の指定を受けている「介護型」のケアハウスがあり、ここでは、要介護状態でも食事や入浴などの介護サービスをケアハウス内で利用することができます。

有料老人ホーム（介護付き・住宅型）

高齢者が食事の介助や入浴介助などの日常生活の介護サービスや、食事の提供や居室の掃除などの生活介護サービスを受けることのできる施設です。

「介護付き有料老人ホーム」は、特定入所者生活介護の指定を受けており、施設のスタッフによる食事・入浴などの介護サービスや機能訓練が受けられます。

「住宅型有料老人ホーム」は、施設のスタッフによる介護サービスは受けられないため、介護が必要な人は、訪問介護サービスやデイサービスなどの在宅介護サービスを利用することになります。

サービス付き高齢者住宅

高齢者が安心して生活できる賃貸住宅で、住居として一定の広さや設備があり、バリアフリーであること、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスが提供することが義務付けられています。

「サービス付き高齢者住宅」は福祉施設ではなく、あくまで賃貸住宅で、義務付けられているサービスは、安否確認と生活相談だけです。

主な対象者は、60歳以上の方または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方になります。

グループホーム

認知症の高齢者が、少人数（5～9人）でより家庭に近い雰囲気の中で介護や支援を受けながら、可能な範囲で食事の支度や掃除、洗濯などの家事を行い、自宅に近い状況で生活を送ることができる施設です。

対象者は、要支援2または要介護1～5の認知症の方です。

小規模多機能型居宅介護

「通い（デイサービス）」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問（訪問介護）」や「泊まり（ショートステイ）」を組み合わせるサービスを提供する施設です。これまでは、利用するサービスによって対応するスタッフが異なり、ケアの連続性が保たれないなどの問題がありましたが、「通い」「訪問」「泊まり」のサービスを利用するときに同じスタッフが対応することで、連続性のあるケアが行われます。

利用者の登録数は、25名以内で、1日当たりの「通い」の利用者は15名以下、「泊まり」の利用者は9名が上限です。